

大学共同利用機関法人自然科学研究機構役員退職手当規程

平成16年 4月27日
自機規程第29号
最終改正 平成31年 3月27日

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構の役員（非常勤の役員を除く。以下「役員」という。）が任期満了若しくは辞任によって退職し、解任され又は死亡した（以下「退職等した」という。）場合の退職手当の支給基準について定めることを目的とする。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、役員として引き続く在職期間1月につき、退職等した日におけるその者の本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額とする。ただし、異なる役職の役員に引き続いて在職した場合は、異なる役員ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

- 2 前項の規定による退職手当の額は、役員としての在職期間におけるその者の業務実績に応じこれを増額し、又は減額することができる。
- 3 前項の規定による退職手当の増額及び減額は、経営協議会の議を経て決定する。

(退職手当支給率の調整)

第3条 退職した者に対する退職手当の額は、当分の間、前条の規定により計算した額に100分の83.7を乗じて得た額とする。ただし、第8条の規定により大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員退職手当規程（平成16年自機規程第11号。以下「職員退職手当規程」という。）の規定を準用する場合を除く。

(在職期間の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職期間の月数の計算は、役員に任命された日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは1月と計算するものとする。ただし、月の途中において役員に任命され、職員として当該月を在職年数に含めて計算した額の退職手当の支給を受けている者については、当該月は、この規程により退職手当を支給する場合の在職期間には算入しない。

- 2 前条第1項ただし書きの規定による場合において、役職別期間がある場合において、役職別期間が同一の月で重複している場合は、端数の少ない在職期間から1月を減ず

るものとし、端数が同じ場合は、後の役職別期間から1月を減ずるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第5条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(国家公務員として在職した後引き続いて役員となった者に対する退職手当に係る特例)

第6条 役員のうち、機構長の要請に応じ、引き続いて国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続いて国家公務員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間に係る第2条の本給月額は、国家公務員として在職した期間役職等を勘案し、機構が別に定める。
- 3 国家公務員が、国の機関の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員として引き続いた在職期間を含むものとする。
- 4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、別に定める場合を除き、この規程による退職手当は、支給しない。
- 5 第3項の規定に該当する役員のうち前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額については、前2条の規定にかかわらず当該退職の日に国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を法第7条に規定する在職期間とみなして同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該退職した日における本給月額は、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての本給月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、機構が別に定める。

(職員との在職期間の通算)

第7条 役員が、退職後引き続いて大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員就業規則（平成16年通則第2号）第2条に規定する職員（以下「職員」という。）となったときは、この規程による退職手当は支給しない。

- 2 役員が引き続いて職員から役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の引き続いた職員としての在職期間を含むものとする。

(職員の在職期間を有する役員の退職手当の額の特例)

第8条 前条第2項の役員が退職した場合の退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、役員退職時の本給月額に、役員として引き続いた在職期間を職員退職手当規程の規定による在職期間とみなして、同規程を準用して得られた額とする。

- 2 前項の規定は、役員として引き続いた在職期間中、機関の長（大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号）第6条第1項第1号に掲げる者をいう。）以外の職員の期間がある者について適用するものとする。
- 3 第1項の役員に対する退職手当の額について、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

(退職手当の支給)

第9条 退職手当は、役員が退職等した場合にその者（死亡した場合には、その遺族）に支給する。ただし、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第17条第2項の規定により解任された場合（同項第1号の規定により解任されたときを除く。）は、当該役員には、退職手当は支給しない。

- 2 退職手当は、本人又はその遺族の指定する預金口座に振込むことによって支払う。ただし、この場合、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、特別の事由がある場合を除き、支給事由が発生した日から1月以内に支給する。

(退職手当の支給制限等)

第10条 退職手当の支給制限、支払の差し止め、返納及び納付の取扱いについては、職員退職手当規程第14条から第19条までの規定を準用する。

(遺族の範囲及び順位)

第11条 第9条第1項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事實上婚姻關係と同様の事情にあった者を含む。）
 - 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - 三 前号に掲げる者の外、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあっては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先

にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第12条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

一 役員を故意に死亡させた者

二 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(端数の処理)

第13条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(実施に必要な事項)

第14条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月27日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年3月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定の適用については、平成25年1月1日から平成25年9月30日までの間においては、同条中「100分の87」とあるのは「100分の98」とし、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間においては、同条中「100分の87」とあるのは「100分の92」とする。

附 則

この規程は、平成26年2月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日改正）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日に機関の長である者が、引き続いて機関の長から役員となつたときは、改正後の第8条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。